令和8年5月
介護老人保健施設みどりの館

令和7年度 所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

◯所定疾患施設療養費（Ⅱ）について

※令和7年度10月より算定可

対象となる所定疾患：肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪

1. 上記疾患により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月 1 回に限り算定します。
2. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定します。
3. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
4. 所定疾患施設療養費は緊急時施設療養費と同時算定できない。
5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

○対象疾患と主な検査・治療内容

肺炎	採血検査、点滴、内服など
尿路感染症	検尿、点滴、内服など
帯状疱疹	点滴、内服、軟膏塗布など
蜂窩織炎	点滴、内服など
慢性心不全の増悪	点滴、内服、酸素投与など

○所定疾患施設療養算定状況

所定疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数		1					1	1	3	1		
	日数		7					7	2	16	7		
尿路感染症	人数	1	1	1	3	2	1			1	1	2	
	日数	6	5	7	17	10	7			7	4	9	
帯状疱疹	人数			1	3								
	日数			5	18								
蜂窩織炎	人数			3					1				
	日数			21					8				
慢性心不全の憎悪	人数												
	日数												